

(仮称) ウインドパーク天竜風力発電事業
環境影響評価準備書についての
意見の概要と事業者の見解

令和 5 年 1 月

株式会社シーテック

目次

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催	2
(1) 公告の日及び公告方法	2
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第2章 環境影響評価準備書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と 事業者の見解	4

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書及びその要約書を公告の日から起算して1か月間縦覧に供した。

なお、方法書に対する意見に記載漏れがあった事により、準備書手続きを2回行った。

また、当社は令和4年11月に下記の通り移転したため、別紙の表記において1回目と2回目で住所と電話番号が異なることがある。

旧住所と受付電話：名古屋市瑞穂区洲雲町 4-45 052-852-6991

新住所と受付電話：名古屋市緑区忠治山 101 052-710-9305

(1) 公告の日

1回目：令和4年7月22日（金）

2回目：令和4年10月28日（金）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

[別紙1参照]

令和4年7月22日（金）及び令和4年10月28日（金）付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

- ・静岡新聞、中日新聞

② 以下のチラシを配布

[別紙2参照]

以下のチラシを龍山町及び佐久間町の各戸に配布した。

1回目：チラシ（別紙2-1参照）

2回目：チラシ（別紙2-2参照）

③ インターネットによるお知らせ

[別紙3参照]

インターネットによるお知らせの記載は以下のウェブサイトである。

- ・浜松市のウェブサイト（別紙3-1参照）

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kankyou/assess/windparktenryu.html>

- ・当社のウェブサイト（別紙3-2参照）

<http://www.ctechcorp.co.jp/#news>

(3) 縦覧場所

地方公共団体庁舎9か所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

① 地方公共団体庁舎

- ・浜松市役所市政情報室 浜松市中区元城町 103-2

- ・浜松市役所鴨江分庁舎
環境部環境政策課 浜松市中区鴨江 3-1-10

- ・浜松市天竜区役所区振興課 浜松市天竜区二俣町二俣 481
- ・佐久間協働センター 浜松市天竜区佐久間町中部 18-11
- ・龍山協働センター 浜松市天竜区大嶺 570-1
- ・山香ふれあいセンター 浜松市天竜区佐久間町大井 2415-1
- ・浦川ふれあいセンター 浜松市天竜区佐久間町浦川 2794-1
- ・佐久間図書館 浜松市天竜区佐久間町佐久間 2431-3
- ・龍山森林文化会館 浜松市天竜区龍山町瀬尻 982-2

② インターネットの利用

[別紙 4 参照]

当社ホームページに準備書の内容を掲載した。

<http://www.ctechcorp.co.jp/#news>

(4) 縦覧期間

1 回目：令和 4 年 7 月 22 日（金）から令和 4 年 8 月 22 日（月）

2 回目：令和 4 年 10 月 28 日（金）から令和 4 年 11 月 28 日（月）

地方公共団体庁舎は土・日を除く開庁時とした。なお、佐久間図書館は開館日とした。また、インターネットは常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（受付簿への記載者数）は、1 回目は 10 名、2 回目は 2 名であった。

（内訳）

- ・浜松市役所市政情報室 1 回目 0 名、2 回目 0 名
- ・浜松市役所鴨江分庁舎
環境部環境政策課 1 回目 1 名、2 回目 0 名
- ・浜松市天竜区役所区振興課 1 回目 0 名、2 回目 0 名
- ・佐久間協働センター 1 回目 0 名、2 回目 0 名
- ・龍山協働センター 1 回目 5 名、2 回目 1 名
- ・山香ふれあいセンター 1 回目 0 名、2 回目 1 名
- ・浦川ふれあいセンター 1 回目 0 名、2 回目 0 名
- ・佐久間図書館 1 回目 3 名、2 回目 0 名
- ・龍山森林文化会館 1 回目 1 名、2 回目 0 名

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 17 条の規定に基づき、当社は準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。 [別紙 1～3 参照]

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

1 回目

- ・開催日時：令和4年8月3日（水）19:00～20:45
- ・開催場所：龍山森林文化会館
- ・来場者数：36名

2 回目

- ・開催日時：令和4年11月10日（木）19:00～20:30
- ・開催場所：龍山森林文化会館
- ・来場者数：9名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第18条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。 [別紙5参照]

(1) 意見書の提出期間

1 回目：令和4年7月22日（金）から令和4年9月5日（月）

2 回目：令和4年10月28日（金）から令和4年12月12日（月）

意見書の提出期間は縦覧期間及びその後2週間とし、郵便受付は当日消印有効とした。

(2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ② 当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は以下のとおりであった。

1 回目：意見4通、意見総数は34件

2 回目：意見1通、意見総数は1件

第2章 環境影響評価準備書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第18条の規定に基づき、当社に対して環境の保全の見地から提出された意見は35件であった。それに対する当社の見解は表2-1のとおりである。なお、意見の概要に関しては原文のまま記載している。

表2-1(1) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
A氏	<p>1 1 風力発電施設について (1) 風車の設置候補地の白倉山周辺(T08号機、T09号機)と丸山周辺(T17号機)は、低周波の影響はないとの調査結果であるが、集落から1,500m程度と近く、西川や不動沢支流への水質悪化の懸念があるため、候補地としては除外すること。</p>	<p>低周波音については「圧迫感・振動感を感じる音圧レベル」等に照らし合わせ、いずれの地点も参考とするレベル未満であることを確認しております。 また、水質についても、濁水が到達すると予測された河川(西川(白倉川ともいう)、不動沢支流等)についてみると、水源は当該河川から取水していないこと、さらには、準備書に記載した以外の場所での道路拡張は原則として実施しないことから、水質への影響は低減されていると考えます。 また、その他の環境要素につきましても、環境影響が低減されていることから、候補地として適当であると判断しています。</p>
	<p>2 2 騒音・振動や水質・水量等について (1) 「浜松市風力発電施設に関するガイドライン」では、住宅等からの距離について2,000kW/基を想定して850m以上の距離を確保することになっているが、この計画では4,200kW/基として1km以上確保したとする根拠を示すこと。</p>	<p>本事業で採用を予定している風力発電機(4,200kW)から発生する騒音は、浜松市風力発電施設に関するガイドラインで示されている2,000kW風力発電機から発生する騒音との比較において、A特性及びG特性共に大差ない値となっております。 このことから風力発電機の大形化を図り、風力発電機の設置数を減少させることにより、騒音の発生個所を減らすと共に施設稼働後の影響を少しでも低減できるよう、住宅等からの距離を1km以上確保することといたしました。</p>
	<p>3 (2) 「浜松市風力発電施設に関するガイドライン」では、騒音・低周波について最寄りの住宅等において40dBを越えないこととなっているが、準備書の要約書11,13ページでは予測値が越えている箇所があるため考え方と対応を示すこと。</p>	<p>「浜松市風力発電施設に関するガイドライン」7(3)項に40dBを超えないこととありますが付表1(10)の説明にあるとおり、低周波音ではなく騒音レベルのみに関する基準値と理解しております。 基準値40dBを超えている環境7地点につきましては残留騒音(現況値)がすでに基準値40dBを超えており、将来の予測値の増分は0dBで影響は極めて小さいと考えます。</p>
	<p>4 (3) 騒音調査(低周波を含む。)について、「環境1~11」の測点以外の天竜川以西の全ての集落においても浜松市ガイドラインに基づく調査を実施し、被害が発生した場合の具体的な対応策と併せて示すこと。</p>	<p>調査地点は、風力発電機位置や音の距離減衰等の特性を考慮し、影響が最も大きくなると想定される風力発電機から最寄りの地点を選定しています。地点の選定に当たっては、面的な評価を十分に行えることとし「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)等に従って選定しています。 騒音等の被害が発生した場合は実況を十分調査した上、さらに事業に関わるものと判断された場合は、適切な対応を検討いたします。</p>
	<p>5 (4) 準備書の要約書13ページでは超低周波音の予測結果に対して「参考値100dB」とし、準備書住民説明会(8/3)資料43,44ページでは「評価基準100dB」とあり、低周波音の影響は評価基準を下回っている説明されたが、この違いと、準備書の要約書13ページでは超低周波音について現況値48~56dBから平均20%程度アップすることが予測されており、人体への影響が危惧され不</p>	<p>超低周波音については環境基準等の設定がありませんので、文献等で記載されている値を参照して説明しています。紛らわしいことから、用語を参考値に統一して記載いたします。 超低周波音については、G特性音圧レベル予測値において超低周波音を感じ始める最小音圧レベル(100dB)を下回っています。また、周波数ごとの音圧レベルの大きさについても、要約書の12ページの</p>

	<p>安が大きいためこの不安を払拭できるよう説明すること。</p> <p>また、準備書の要約書 13 ページの超低周波音の予測結果の予測値について準備書住民説明会(8/3)資料と同様に春季、秋季の両データを示すべきである。</p>	<p>グラフで示されるように稼働後の各周波数の音圧レベルは 1Hz～40Hz においては「わからない」レベル以下であり、50Hz～125Hz においては「気にならない」レベル以下となっています。</p> <p>また、要約書 13 ページのご指摘、ありがとうございます。再提出した準備書において、記載いたしております。</p>
6	<p>(5) 風車の建設や騒音(低周波を含む。)により野生動物(猿、猪、熊)が里へ下りてくることがないか、直ちに実地調査し公表すること</p>	<p>風力発電機の建設やそれに伴う騒音、稼働時に発生する低周波音といった影響により、野生動物が里へ下りてくるとして科学的に立証された知見は確認されておらず、現時点で調査を実施する予定はございません。今後も新たな知見の収集に取り組むと共に、新しく得られた知見に関しては専門家からの意見を聴取し適切に対応してまいります。</p> <p>また、工事に際しては可能な限り低騒音型の建設機械を使用し、騒音による影響の低減を図るといった環境保全措置を実施いたします。</p> <p>なお、シカの事例にはなりますが、三重県の青山高原では、工事中においてシカは工事箇所を回避していますが、施設稼働後においては、昼夜を問わず風力発電機周辺で行動していることが確認されています。このことから、風力発電機の稼働後にはシカの行動圏は元に戻るものと思われまます。</p>
7	<p>(6) 水質調査について、天竜川以西にある全ての水道水源地点において降雨期と渇水期の水量・水流・水質(濁度や色度)の調査を実施し、被害が発生した場合の具体的な対応策と併せて示すこと。</p>	<p>水源地の水質について、濁度や色度の調査のご指摘ということは、工事期間中の濁水が水源地に混入することを懸念されているものと思料いたします。工事期間中は、沈砂池を設置して、降雨によって発生した濁水のある程度濃度を緩和させたのちに、周辺の土壤にゆっくりと浸透させることで、本事業実施による排水が水源地の水を濁らせることが無いように対策を施します。その対策を取ることで、この事業実施による河川水への影響は回避できます。</p> <p>水源地の水量につきましては、その取水起源が表流水、地下水、湧水のいずれであっても、そのもとは水源地の集水域への降水であり、その降水が地下浸透した後に地下水となったのち湧水となって出てきて表流水になります。水源地の集水域で地下水の入り口をふさがないことや、新たな地下水の出口を作らないことによって変化を抑制することができます。地下水の入り口を裸地にしてしまうと、そこに降った雨は流れ出てしましますが、先述した沈砂池に集めたくえでゆっくりと土壤浸透させることで、地下水量の変化はほとんど起こりません。また、風力発電機設置場所付近では詳細な地質調査を行い、地下水脈に影響を与えるような(新しい地下水の出口を作るような)改変はしないようにいたします。なお、地下水が流出してくるような地点においては、ボーリング調査をするまでも無く風力発電機を安全に設置できません。</p> <p>水源地の場所ごとに集水域を把握し、その位置での地下浸透量の変化を極力させないことにより、水源地への影響を回避または極力低減いたします。</p> <p>以上のとおり、事業計画の検討に際しましては水源地への影響を回避または極力低減いたしますが、万が一被害が出た場合には、調査を実施して代替井戸の掘削や別の水道の確保などの対策を関係自治体と協議し、実施いたします。</p>

表 2-2(2) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
A 氏	<p>(7) 景観の調査地点について各集落（特に、白倉地区、瀬尻地区、下平山地区、佐久間上平山地区）において調査されていないため、直ちに調査し公表すること。</p> <p><参考> * 景観調査地点案(集落内で風車の方向の視界が開けている箇所にて調査) 白倉地区---高齢者コミュニティーセンター、大野集落、龍山秘密村 瀬尻地区---下茶集落、中村集落、寺尾集落(ぶか凧会場)、尾曲集落 下平山地区---日入沢集落</p>	<p>地域住民の皆様が日常的に眺望される身近な眺望点につきましては、地域住民の皆様がイメージしやすく、不特定多数の利用がある、公民館に準ずる拠点施設を主要な眺望点として選定しております。</p> <p>白倉地区につきましては、可視領域区において地形に遮蔽され風力発電機が視認されない事を確認していることから、調査を実施しておりませんでした。</p> <p>佐久間上平山地区につきましては、拠点施設を確認できなかったことから、主要な眺望点に選定しておりませんでした。</p> <p>瀬尻地区については龍山森林文化会館、下平山地区については下平山農村公園を、準備書において主要な眺望点として選定し、予測及び評価を実施しております。</p> <p>いただきましたご意見も参考にし、評価書において主要な眺望点を追加選定することを検討いたします。</p>
9	<p>3 工事用道路等の管理について 建設する風車（建設ヤードを含む。）や道路、沈砂池(ろ過設備を含む。)、発生土流用盛土等は、事前がけ地等の危険性やこれまでの被災状況を調査認識し、災害が発生しないよう対策を講じ、かつ適切な管理を行うこと。災害が発生した場合は、直ちに対応すること。</p>	<p>風力発電事業により開発を行う個所は、事前に文献調査や法規制調査を行ったうえで、土地の安定性を地質概査や赤色立体地図の判読及び現地ボーリングを実施した上で設計いたします。なお、静岡県林地開発許可制度や静岡県の盛土条例等、行政機関様からのご指導を得ながら適切に設計し、確実な施工を行い、その後の維持管理も適切に対応してまいります。</p> <p>万一、災害が発生した場合には、原因を追究すると共に直ちに復旧の対応を検討いたします。</p>
10	<p>4 発生土流用盛土について 残土処理において発生土流用盛土 A は、盛土量が大きい計画となっており、熱海市の事例もあり土石流の発生が懸念されるため、他の発生土流用盛土を含めて必要な地質調査を行った上で分散すること。 また、建設後も定期的及び大雨時に点検し、異常があった場合は直ちに対応すること。 なお、白山神社所有地については、残土処理場としては同意できません。</p>	<p>風車敷地の造成や輸送用道路等の設置に伴う土地の改変による発生土流用盛土が生じることとなります。まず発生土流用盛土の量を削減することを念頭に風車敷地の配置検討及び既設林道を最大限活用することで発生土流用盛土の量を削減するように努めました。一方で発生土流用盛土の設置場所は、現地調査の上で適切な地点を抽出しておりますが、ご意見を踏まえ一カ所当たりの規模の縮小や更なる分散配置等に取り組んでまいります。</p>
11	<p>5 その他 現在、ボーリング調査により地質を調査されているが、調査結果や地権者の不同意等により風車の建設予定場所や発生土流用盛土等について大きな変更となる場合は、どのような手続きを行うのか時期を含めて示すこと。</p>	<p>現在、風車設置予定個所や発生土流用盛土個所において地質調査を鋭意進めており、調査結果に基づき風車基礎や発生土流用盛土の設計を進めてまいります。調査の結果、計画が変更となる場合には、評価書手続きにて見直しいたします。なお、地権者様の不同意に関しても、設計内容を見直し、評価書手続きにて見直しいたします。</p>

表 2-1(3) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
B 氏	<p>◆工事計画について</p> <p>県道 362 号線を改修するとのことですが、その工事の間に住民及び観光で来られる方の通行はどのようになるのでしょうか？</p> <p>県道 362 号線を通行止めにして対岸の道路を迂回路とすることが無いように対応をお願いしたいです。対岸の道路は生活道路であり交通量の増加による危険性が増すようなことは断固反対致します。過去、県道 362 号線が通行止めにあった際は、多くの車が対岸の生活道路を通り住民の安全が危ぶまれました。又、家屋の破損、道路の沈下が発生しました。道路の沈下は未だに修繕されていません。</p> <p>特に山から木材を撮出する大型トラックの通行は大変危険です。高齢者、幼児が歩く道路ですので事故が起きてからでは取り返しが付きません。</p> <p>又、362 号線の山側斜面を改修することで土砂崩れが発生した場合の対応はどのようにお考えでしょうか？崩れた際は即改修工事をしていただくのは当然として、崩れた原因が工事によるものか判断がつかず、調査が終わるまでは対応がでず長期に渡り通行止めなどにならないよう検討願います。</p>	<p>出来る限り対岸の道路の通行を制限するよう、工事施工計画を綿密に詰めてまいります。生活道路を使用させていただく場合には、工事用車両の通行時間の制限や交通整理員を配置した上で、地元車両優先での対応をいたします。また、事前の調査を適切に実施し、設計の段階から土砂崩壊を招かないよう努めてまいります。</p>
	<p>◆低周波音について</p> <p>住民説明会では「聞こえないから問題ない」という説明を受けました。</p> <p>ではなぜ調査したのでしょうか？</p> <p>何かしらの影響が考えられるため調査したのではないのですか？</p> <p>一般的な低周波の問題として頭痛、耳鳴り、吐き気、圧迫感、睡眠障害があげられます。</p> <p>これらについて住民説明会で説明しないことは誠意に欠けることだと考えます。</p> <p>今一度、低周波の影響について住民説明を要望します。</p> <p>いざ風力発電の運用が始まり低周波の影響がでた際、“住民説明会で説明済みです”といった言い訳をしないようにして頂きたい。健康被害などが発生した際は誠意ある対応をお願いします。</p>	<p>低周波音の領域は聞こえる周波数帯も含まれます。一方、超低周波音はほぼ聞こえない周波数帯になります。超低周波音は「聞こえないから問題ない」というものではなく、そのようにお聞きになったとすれば、誤解を招く説明となり、申し訳ありません。</p> <p>低周波音については以下のような評価基準があります。「超低周波音を感じる最小音圧レベル」の 100 dB との比較、「建具のがたつきが始まるレベル」との比較、「圧迫感・振動感を感じる音圧レベル」（ご指摘の頭痛等の障害に係る基準）との比較においていずれも予測値が評価基準を下回っており、影響はほぼないものと考えています。</p> <p>今後も、引き続き説明を行い、被害が発生した場合は原因を十分調査したうえ、さらに事業に関わるものと判断された場合は、適切な対応を検討いたします。</p>
	<p>◆風車の設置場所について</p> <p>山の稜線にそって設置する計画となっておりますが、これは単に高いところに設置したいからということでしょうか？</p> <p>それ以外のメリットが感じられません。</p> <p>環境影響評価、設置場所までの各種工事を考慮すると、街中の空き地に設置することを薦めます。環境破壊も無く（既に破壊済み）、設置場所までの整備工事も不要です。</p> <p>風車の騒音も問題ないとの評価結果ですので街中が最適と思われます。</p> <p>電気は送電ロスがあります。最も電気を使う街中で地産地消が効率的だと考えます。</p>	<p>ご指摘のとおり、好風況が期待できる山地の尾根部分を活用させていただき計画を考えております。</p> <p>なお、街中の空き地等を利用した風力発電事業につきましては、風力発電に適した風況が見込めないこと、また街中では有効な離隔を確保した上での一団の事業用地確保が困難であることから現実的ではありません。このため風況が良い山の尾根を活用させていただき、まとまった事業用地を確保する計画としており、本事業地は総合的な観点から適地と判断しております。今後、環境影響評価の結果を踏まえた上で総合的な判断の上で事業計画を進めてまいります。</p>

表 2-1(4) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
C 氏	<p>15 <全体について></p> <p>(仮称)ウインドパーク天竜風力発電事業における環境影響評価準備書(以下、準備書という)に掲載されている対象事業実施区域(以下、計画地という)では、以前より希少猛禽類のクマタカ(環境省レッドリスト絶滅危惧IB類(EN))の生息が確認されており、また、環境省レッドリスト絶滅危惧IB類(EN)、静岡県版レッドリストで絶滅危惧IA類(CR)に指定されているブッポウソウが繁殖している。そのため、貴社が当該事業を実施することで、これらの鳥類がバードストライクや生息地放棄等の影響を受けることが懸念される。</p> <p>準備書に記載されている通り、クマタカおよびブッポウソウが生息・繁殖していることは貴社の調査でも確認しており、計画地およびその周囲において、クマタカについては少なくとも4ペアが、ブッポウソウにおいては2ペアが生息していることを確認している。</p> <p>しかしながら、この結果をもって貴社が直ちに『環境影響評価準備書【要約書(縦覧版)】環境影響評価結果の概要(5)』の中の「3.予測評価の結果」において「環境保全措置を講じることにより重要な種及び生息地に関する影響は、現時点において小さいものと考えられることから、実行可能な範囲内で回避、低減が図られているものと評価します。」との結論に至った事は、貴社が適切な予測・評価を行ったとは言い難い。つまり、クマタカにおいて「猛禽類保護の進め方(改訂版)―特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて―(平成24年12月環境省)に準拠して行動圏、高利用域、営巣中心域をそれぞれのペアについて解析し、その結果をもって予測評価をすべきところ、本準備書においては全く言及されていない。したがって、本準備書はこの1点を見ても、適切に鳥類への影響を予測および評価できているとは言えない。</p> <p>また、鳥類調査の方法についても以下に示すように、内容の不備があるので、準備書へその旨を追加記載するか、“事業の撤回、再提出”を行うべきと考える。現段階での調査では「猛禽類保護の進め方(改訂版)」の52頁『予備調査・調査計画の策定』の段階であると思われる。</p> <p>以上のことから、本事業を進めるにあたって、貴社に対しては、当該事業がこれらの希少鳥類の生息に影響を与えないよう、事業の縮小または中止を含めた抜本的な影響回避策を講じることを求める。今後、影響の回避および鳥類の保全について検討を進めるのであれば、環境影響評価の精度をより向上させるためにも、下記の「個別の項目について」に記載した内容を参考にして調査方法を再検討および変更すべきである。</p>	<p>クマタカについては、「猛禽類保護の進め方(改訂版)―特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて―」の内容に準じる形で2繁殖期を含めた調査期間を設定し、調査を実施しました。その中で、確認された4ペアのうち2ペアについては、営巣地が確認されるとともに、幼鳥も確認されております。その結果を踏まえ、生態系の項目において、それぞれのペアの営巣中心域及び高利用域を推定しております。推定結果については、準備書p1437にお示ししております。推定された営巣中心域はいずれの風力発電機の設置予定箇所にも該当していないという結果となりました。</p> <p>また、営巣中心域は高利用域内に含まれるという考えを踏まえますと、営巣地が確認されなかった2ペアについても推定された高利用域から、営巣中心域に風力発電機は含まれていないものと考えております。</p> <p>以上の結果から、クマタカに対する本事業の影響は実行可能な範囲で回避、低減ができていたものとして予測評価をしております。</p> <p>なお、上記のクマタカのペア毎の推定される営巣中心域及び高利用域については、生息地保護の観点から、縦覧版の図書では非公開とさせて頂いております。</p>

表 2-1(5) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
C 氏	<p>16 <個別の項目について> 特にこの地域では重要種となる希少猛禽類のクマタカの調査内容について、下記 1～3 で言及する問題点が明らかになった。</p> <p>1. 希少猛禽類現地調査の調査地点について (10. 1. 4-97(902)～(928)) (仮称)ウインドパーク天竜風力発電事業における環境影響評価方法書に対する意見書(令和2年7月13日付)において、「クマタカの生態を考慮して計画地にある10水系(小芋川・六つの沢・新開沢・不動沢・八代沢・成瀬沢・神妻沢川・和山間沢川・地八川・出馬川)ごとの生息確認が必要」と指摘したが、準備書に記載された調査地点は、丸山・樫山・戸口山の周りに設定されておらず、計画地の約半分を占めるこの区域におけるクマタカの生息状況の把握ができない。</p>	<p>事業者の見解</p> <p>準備書にお示ししております調査地点については、現地を確認したうえで、視野が確保可能な地点を適宜設定しております。</p> <p>ご指摘頂いた丸山、樫山、戸口山の周囲に関しては、調査地点の St. 2～5、9、12、15、18～19、25～26 から上空の視野は確保できている状況となっております。</p>
	<p>17 2. 希少猛禽類調査の各調査地点での調査頻度について(10. 1. 4-97(921)～(928)) 準備書 921 ページに「希少猛禽類の生息状況を把握するために対象事業実施領域及びその周囲を対象として現地調査を実施した」とあるが、表 10. 1. 4-16(1)(2)の実績表を精査すると、事前に設定していた28調査地点の中で調査回数が、0回～49回/20カ月と大きなばらつきがあることが判明した。これは、各調査地点における調査努力量の違いが大きすぎることで、調査結果の解析に大きな影響を及ぼすものであり、看過できない。</p>	<p>各調査地点については、視野が確保可能であるといった観点の他、特にクマタカの詳細な行動を確認するといった観点からも設定したものととなります。調査地点の使用回数にばらつきはございますが、対象事業実施区域に含まれる範囲での調査時間は概ね均一に確保できており、解析等を行うに際して、十分な量であったと認識しております。</p>
	<p>18 3. 重要な鳥類への影響予測について(10. 1. 4-364(1188)) (1)クマタカについて 計画地およびその周辺におけるクマタカに対する20カ月間の生息調査を経て、生息および繁殖行動が確認され、少なくとも見積もっても4ペアの生息の可能性があることがわかってきた。 準備書において貴社は、「確認された営巣地はいずれも対象事業実施区域外であったこと」を理由に挙げ、「変更による生息環境の減少」「移動経路の遮断・阻害の影響は小さい」と結論付けているが、上記1、2の項目で言及したように調査精度が疑われることから、貴社が信頼するに足る「影響予測」の結果を出せる状況にないことは明白である。 準備書からは「この地域には複数のクマタカのペアが生息している」ことが判明しただけで、『環境省の猛禽類保護の進め方(改訂版)』p36の“イ予備調査・調査計画の策定(生息確認及び繁殖可能性の推測)”の段階までしか来ていない。この結果を踏まえて「事業計画の検討(回避)の判断」を行い、必要であればさらに“エ保全措置の検討の為の調査・解析(繁殖状況調査・行動圏の内部構造解析等)”を経て、“エ保全措置検討・実施”に移行すべきである。</p>	<p>今回の調査については、「猛禽類保護の進め方(改訂版)ー特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについてー」の内容に準じる形で調査を実施しており、2ペアの営巣地が確認されていること、クマタカの確認頻度といった点からも、十分なものであると認識しております。</p> <p>また、その結果を踏まえ、生態系項目ではクマタカを上位性注目種として選定し、行動圏や採餌環境好適性、営巣適地の分布推定といった面からも、本事業が及ぼす影響について検討を行っております。</p>

表 2-1(6) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
C 氏 19	<p>(2) ブッポウソウ</p> <p>ブッポウソウについては2021年の繁殖状況と2022年の繁殖状況では大きく異なる。大輪橋における繁殖場所は両年とも同じであったが、孵化してからの行動について、2021年の給餌間隔は10分から20分に一回、2022年は20分から60分に一回だった。それに比例して親鳥の行動範囲も2022年は2021年の2倍以上の高度(標高)に上がって餌を採っており、また、行動範囲(水平距離)も2022年は2021年の2倍以上になっていると考えられた。これらのことから、わずか1年での調査では十分に行動範囲が把握できないと考える。また、ブッポウソウは採餌のために天竜河東岸の電線および樹木に止まっていることも多く、風車が大型であるがゆえに、計画地に風車を建てると、その回転翼がブッポウソウから容易に見えてしまうと考えられることから、計画地の位置の変更または移動が必要と考える。いずれにしろ、わずか1年間の調査では十分な調査期間であったとは言えないため、調査期間を延長することを求める。</p>	<p>貴重な情報を頂きましてありがとうございます。ブッポウソウについては、今回の調査結果の内容からの予測評価の結果を記載しております。</p> <p>年によって行動範囲が変化するものであるとは考えますが、準備書にお示ししている行動範囲を2倍にした場合でも、風力発電機の設置予定位置には及ばないこと、確認された際の飛翔高度はいずれも低く、標高的にも風力発電機の設置予定位置までは及ばないと考えられることから、現時点では本事業による影響は低減できている、もしくは、小さいものと考えております。</p> <p>また、風力発電機の回転翼について、天竜川下流部では不可視となっておりますが、上流部では一部視認可能なものもございます。</p> <p>しかしながら、視認可能な風力発電機はブッポウソウの確認位置からも距離が離れていることから、その観点からの影響も小さいものと考えております。</p> <p>追加的な調査については、ご指摘を踏まえ検討いたします。</p>
D 氏 20	<p>■方法書に対する意見書を期限内に提出したにもかかわらず、それが準備書に記載されず、またそれに対する事業者の見解も準備書に記載されていません。これは、環境影響評価法で定められた準備書が作成されていないという事を意味します。今回事業者がこの不備に気がついたのは、準備書作成後でした(2022年8月3日の説明会において)。方法書に対する意見や事業者見解をもとに、環境影響評価の調査が行われるという建て付けになっている事を考えると、環境影響評価の調査そのものが適切に行われたのかどうかという疑問が生じます。今回記載されなかった意見および事業者見解が、既に行われた環境影響評価の調査に、本来であればどのような影響を与える可能性があったのか、またはなかったのかについて具体的な説明をお願いします。</p>	<p>意見書の受領ができていなかったことの経緯といたしましては、再届出した準備書の「はじめに」に記載いたしましたとおりであり、心よりお詫び申し上げます。方法書について提出いただいたご意見については、掲載されていないご指摘いただいたご意見も含め、所管の行政機関様に相談した結果、再度の公告縦覧を行うことが必要との指示をいただきました。</p> <p>なお、再度の公告縦覧に際して、所管の行政様から現地調査の追加指示事項はありませんでした。</p>
21	<p>■2022年8月3日の準備書住民説明会において、事業者から「地域の発展」という言葉がありましたが、具体的にどのような事が地域の発展につながるのかを説明してください。</p>	<p>具体的な地域への貢献策については、事業計画が確定してくる時期を踏まえて、地元様と協議させていただきたく存じます。</p>
22	<p>■2022年8月3日の準備書住民説明会において、事業者から環境影響評価法で定められていない地下水の調査と影響評価については別途専門家を招いて調査を行うという話がありました。工事開始まで2年間あるので十分間に合うという発言もありましたが、その調査結果次第では工事開始にも何らかの影響が出る事も考えられます。具体的にいつから専門家による調査を始め、いつまでにその調査結果を発表するのかを示してください。またそれはどのような形で公表されるのかについても示して下さい。</p>	<p>環境影響評価の手続き及び現地のボーリング調査の進展に伴い、地下水への影響が予想されることとなれば、行政様や専門家を交え調査を実施することを検討いたします。</p>

表 2-1(7) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
D 氏	23 ■上記で事業者が示している専門家というのは一人でしょうか？ またそれとも専門家会議というような形をとるものになるのでしょうか？	上記で対応策が必要となる場合には、行政様やコンサルタントを交えて適正な評価が出来る体制を検討してまいります。
	24 ■その一方で事業者は、環境影響評価の調査とは別に利水状況についての調査（地下水も対象にしている）を行っているかとされていますが、その調査を行っている会社もしくは団体名を明らかにして下さい。	一般財団法人日本気象協会に委託しました。
	25 ■個人情報が含まれる点などから公開図書への記載は出来ないとしても、地下水などにどのような影響があるのかは公開出来ると考えます。いつまでに調査を終えてその結果を発表するのかを明示して下さい。	当該内容は、地域の皆さまが地下水をどのように利用されておられるのかをお聞きするためのアンケートであり、環境影響評価についての調査ではありません。
	26 ■また現在行われているこの調査と、2022年8月3日の準備書住民説明会において説明された専門家による調査は同じ調査なのでしょうか？ それとも別の調査になるのでしょうか？ この点も明らかにして下さい。	Q22と同様
	27 ■さらに2022年8月3日の準備書住民説明会において、地域住民の飲料水に関しては別途協定を結ぶ事を考えているという発言がありました。それは上記専門家（もしくは達）による調査を行った後になるということでしょうか？	環境影響評価の結果では、飲料水の水源地への影響はありませんでしたが、飲料水については地元の皆様の最大の関心毎にもなりますので、別途協定書などを締結させていただき、工事前、工事中、工事後の水質等の調査を検討いたします。
	28 ■2022年8月3日の準備書住民説明会において、風車の基礎部分にパイルを打ち込むかどうかは今後の調査次第という発言がありました。パイルを何メートル打ち込むことによってどのような環境に影響を与えるかについての調査は、その計画が決まった後にあらためて行うという事になりますか？ もしそのような調査を行わないのだとしたら、その理由についても示して下さい。	現在、風車建設予定地においてボーリング調査を鋭意進めております。この結果を反映して風車の基礎設計を行います。その結果、杭基礎になる場合もあり、評価書においてお示しすることになります。 なお、ボーリング調査において水環境に影響を与える恐れがある場合には、風車位置の変更等なども含め適切に対応してまいります。
	29 ■上記意見に関連して2022年8月3日の準備書住民説明会において、事業者から地下水の調査を行わない理由の一つとして林道などの新設や拡張工事は地表面のみなので、地下水に影響はないと考えているという発言がありました。 この発言を踏まえれば、逆に地中深くまでパイルを打ち込む際には、地下水への影響もあると考えられ、事業者としては地下水への環境影響評価を行うのは当然だと考えます。	風車位置は尾根に沿って計画しており、そのような場所に地下水脈があるとは考えられません。また、地下水脈があるような場所では基礎が適切ではないと思われ。杭工事が必要となる地点は、ボーリング調査を終えてからとなりますので、ボーリング調査の結果、地下水への影響があると考えられる場合には風車位置の変更等を検討いたします。
	30 ■今回の事業計画によって水源涵養保安林に指定されている保安林を伐採して開発を行う事になりますが、それによって保安林の機能の何%が失われることになるのかを示して下さい。	保安林は、水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、国または県によって指定される森林です（林野庁HP参照）。このように保安林は多面的な機能があり、何%が失われるかを定量的に算出することは困難です。 機能低下を極力避けるため、環境保全措置として、可能な限り既存道路等を使用することで、土地造成面積を必要最小限にとどめます。また、地形等を考慮し、伐採量及び改変面積を低減します。緑化されない面積についても、工事計画の見直し等により緑化率の向上に努めます

表 2-1(8) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
D 氏	<p>■2022年8月3日の準備書住民説明会において、沈砂池の工事中に豪雨などによる土砂災害などが絶対に起きないとは言えないという発言がありました。土砂災害などが起きた場合、風力発電事業にかかわる工事が原因の場合は対応しますという事でしたが、その土砂災害が風力発電事業の工事が原因なのか、それとも自然災害なのかの判断は誰がするのでしょうか？ 災害原因の公平な調査と判断が下されるとい保証はどこにあるのでしょうか？</p>	<p>当該事業計画により改変される個所が災害の引き金とならないように、関係行政様からの指導をいただきながら調査設計を進めてまいります。</p> <p>仮にご質問のようなことが発生した場合には、行政様や専門家を交えて適正な評価が出来る体制を検討してまいります。</p>
	<p>■図 3. 2-5 浄水場等の状況について 熊（石打、柴、峰）の小規模水道施設については浄水場の位置しか記されていませんが、実際にはそれぞれ近くに水源があります。その水源の位置を龍山地区と同じように記しておかないと、工事後に地下水になんらかの影響が出たときにその関連性を判断する事が出来ません。それぞれの水源の位置を準備書に記すべきだと考えます。</p>	<p>対象事業実施区域及びその周辺において影響が考えられる水系（集水域）は準備書に記載している通りですが、この水系は熊地区に及んでいません。したがって、地下水への影響は考えにくいと思われま。</p>
	<p>■浜松市の環境影響評価審査会の委員からも指摘されている、天竜川を挟んで隣接する地区で計画が進められている JR 東日本による（仮称）天竜風力発電事業との相乗的、累積的な影響についてはまったく触れられていないし、影響評価を行っていません。その理由として事業者は JR 東日本から協力が得られなかったとしています。得られなかったからしませんでしたというのでは、あまりに誠実さに欠けているといわざるを得ません。</p> <p>浜松市にこの点について調整なり、何らかの対応をしてもらうように働きかけたことはあるのでしょうか？</p> <p>北海道の稚内市では行政が働きかけをして意見交換、情報交換等をして行きお互いに評価しあう事になったという事例もあると聞いています。事業者はこういう努力をする必要があると思います。</p> <p>またこの点に関する影響評価をせずに、事業を進めていく事に何ら問題がないとするのであれば、影響がないと判断したその根拠を示して下さい（影響評価をしないという事は、影響がないという事を意味しているはずです。）</p>	<p>当該事業に隣接する地域で J R 東日本エネルギー様が風力開発事業を計画されておられることは承知しておりました。</p> <p>このような中、環境影響評価につきましては当該事業が先行していることから、行政機関様にも事情を説明し、先方事業者にも複合影響評価のための現地調査について情報提供をしていただきましたが、先方事業者様からの協議要請は無かったことから、当該事業単独による現地調査を進めることといたしました。</p> <p>なお、行政機関様に対しては、当該事業が先行して現地調査を進めますが、先方事業者が当該事業の調査結果を必要とされるならば、情報提供の用意がある旨を伝えております。</p> <p>その後、ご存じのように J R 東日本エネルギー様は事業展開をなされない意向であるとお聞きいたしました。</p> <p>一方、弊社が本案件と同時に進めているウインドパーク遠州東部事業では、本案件と協働して調査を実施できたことから、複合影響についても検討しました。</p>
	<p>■事業計画内の保安林の解除に地元自治体の同意が必要とされていますが、同意が必要とされている法的根拠を示して下さい。</p>	<p>森林法によって必要とされております。</p>

表 2-1(9) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
E 氏	<p>35 風力発電事業に反対します。</p> <p>これまで風力発電は原子力発電よりも良いのでは---とっていました。今回準備書を見て、あまりの広範囲であることにおどろきました。山の頂上にこれほどの範囲で風力発電されるということは、山林破壊につながります。最近、雨が多いことも気になります。土砂くずれ、山崩れの大きな要因になるのではないかと心配です。</p> <p>また、私の家の目の前に風車が立つとわかり、音や、風の向きが気になります。今でも、風が強くふき、畑の作物がたおれてしまいます。これ以上強くふくと、毎日の生活ができるか心配になります。</p>	<p>風力発電機の間隔が狭くなると発電効率が下がるため一定間隔を取ることが必要になります。また、分散配置は環境影響の低減にもつながります。そのため、設置場所が広がりますが、住宅等からは離れた位置を検討しており、ご理解いただきたいと存じます。</p> <p>設置のため、既存林道を積極的に利用するものとし、大型部品の運搬に使用する林道については必要個所の道路拡張を計画し、風力発電所設置位置付近では林道を新設する計画ですが、いずれも最新の国の林道規定(令和2年改訂)、静岡県林地開発許可等に準拠して設計および施工するものとし、土砂崩れ等が発生しないように努めます。設置後は定期的に巡回して異常の早期発見に努めるものとし、土砂崩れ等が発生した際は、道路管理者と協議の上、施工が原因で発生した場合は、速やかに対策を講じます。</p> <p>風力発電機が設置されたあと騒音、風の向きや強さが変化するのでは、というご懸念がおりだと推察しますが、住宅等からは十分離れて設置する計画であり、ご懸念のようなことはほぼ発生しないと考えますので、ご理解のほど、お願いします。</p>

日刊新聞に掲載した公告

1 回目

静岡新聞

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)ウインドパーク天竜風力発電事業 環境影響評価準備書」を縦覧致します。

- 一、事業者の名称 株式会社シーテック
代表者の氏名 代表取締役社長 社長執行役員 仰木 一郎
主たる事務所の所在地 愛知県名古屋市長瀬区洲雲町四・四五
- 二、対象事業の名称 (仮称)ウインドパーク天竜風力発電事業
種類 風力(陸上)
規模 発電設備出力：最大六万二千二百キロワット
- 三、対象事業実施区域 静岡県浜松市天竜区佐久間町及び龍山町
- 四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 静岡県浜松市天竜区佐久間町及び龍山町
- 五、縦覧の場所・期間 浜松市役所市政情報室、浜松市役所鶴江分庁舎四階環境部環境政策課、浜松市天竜区役所本館二階区振興課、佐久間協働センター、龍山協働センター、山香ふれあいセンター、蒲川ふれあいセンター、佐久間図書館、龍山森林文化会館
※土・日・祝日を除く開庁時。ただし佐久間図書館は開館日
法定期間 令和四年七月二十一日(金)から
令和四年八月二十一日(月)まで
- 六、意見書の提出 <https://www.technicorp.co.jp/#news>
環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておきます。意見書箱にご投函くださるか、令和四年九月五日(月)までに左記の問い合わせ先へ郵送ください(当日消印有効)
- 七、住民説明会の開催日時及び場所 令和四年八月三日(水)十九時〇〇分から
龍山森林文化会館(浜松市天竜区龍山町瀬尻九八二―二)
- 八、問い合わせ先 株式会社シーテック
再生可能エネルギー事業本部 陸上風力開発部 開発1G
〒四六七・八五二〇 愛知県名古屋市長瀬区洲雲町四・四五
電話〇五二・八五二・六九九一

中日新聞

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)ウインドパーク天竜風力発電事業 環境影響評価準備書」を縦覧致します。

- 一、事業者の名称 株式会社シーテック
代表者の氏名 代表取締役社長 社長執行役員 仰木 一郎
主たる事務所の所在地 愛知県名古屋市長瀬区洲雲町四・四五
- 二、対象事業の名称 (仮称)ウインドパーク天竜風力発電事業
種類 風力(陸上)
規模 発電設備出力：最大六万二千二百キロワット
- 三、対象事業実施区域 静岡県浜松市天竜区佐久間町及び龍山町
- 四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 静岡県浜松市天竜区佐久間町及び龍山町
- 五、縦覧の場所・期間 浜松市役所市政情報室、浜松市役所鶴江分庁舎四階環境部環境政策課、浜松市天竜区役所本館二階区振興課、佐久間協働センター、龍山協働センター、山香ふれあいセンター、蒲川ふれあいセンター、佐久間図書館、龍山森林文化会館
※土・日・祝日を除く開庁時。ただし佐久間図書館は開館日
法定期間 令和四年七月二十一日(金)から
令和四年八月二十一日(月)まで
- 六、意見書の提出 <https://www.technicorp.co.jp/#news>
環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておきます。意見書箱にご投函くださるか、令和四年九月五日(月)までに左記の問い合わせ先へ郵送ください(当日消印有効)
- 七、住民説明会の開催日時及び場所 令和四年八月三日(水)十九時〇〇分から
龍山森林文化会館(浜松市天竜区龍山町瀬尻九八二―二)
- 八、問い合わせ先 株式会社シーテック
再生可能エネルギー事業本部 陸上風力開発部 開発1G
〒四六七・八五二〇 愛知県名古屋市長瀬区洲雲町四・四五
電話〇五二・八五二・六九九一

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)ウインドパーク天竜風力発電事業 環境影響評価準備書」を縦覧致します。

一、事業者の名称 株式会社シーテック
 代表者の氏名 代表取締役社長 社長執行役員 仰木 一郎
 主たる事務所の所在地 愛知県名古屋市長区忠治山二〇一

二、対象事業の名称 (仮称)ウインドパーク天竜風力発電事業
 種類 風力(陸上)
 規模 発電設備出力 最大六万二千三百キロワット

三、対象事業実施区域 静岡県浜松市天竜区佐久間町及び龍山町
 四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 静岡県浜松市天竜区佐久間町及び龍山町

五、縦覧の場所・期間 浜松市役所市政情報室、浜松市役所鶴江分庁舎
 四階環境部環境政策課、浜松市天竜区役所本館二階区振興課、
 佐久間協働センター、龍山協働センター、山香ふれあいセンター、
 浦川ふれあいセンター、佐久間図書館、龍山森林文化会館
 ※土・日・祝日を除く開庁時。ただし佐久間図書館は開館日
 電子縦覧 <http://www.techcorp.co.jp/#news>
 法定期間 令和四年十月二十八日(金)から
 令和四年十一月二十八日(月)まで

六、意見書の提出 環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておきます意見書箱にご投函くださるか、令和四年十一月十二日(月)までに左記の問い合わせ先へ郵送ください(当日消印有効)

七、住民説明会の開催日時及び場所
 令和四年十一月十日(木)十九時〇〇分から
 龍山森林文化会館(浜松市天竜区龍山町瀬尻九八二二)
 備考

八、備考
 令和四年七月二十一日付で届出した準備書について、一般意見の一部に漏れがございましたので取り下げし、再手続きを実施いたします。本縦覧はこの再手続きに伴い実施するものです。なお、取り下げた準備書に対してご提出いただいたご意見は再手続きを行う準備書手続きにおきましても、前述の期間で受領する意見と同様に取り扱います。

九、問い合わせ先
 株式会社シーテック 再生可能エネルギー事業本部
 陸上風力開発部 開発1G
 〒四五九八〇一四 愛知県名古屋市長区忠治山二〇一
 電話〇五二七二〇九三〇五

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)ウインドパーク天竜風力発電事業 環境影響評価準備書」を縦覧致します。

一、事業者の名称 株式会社シーテック
 代表者の氏名 代表取締役社長 社長執行役員 仰木 一郎
 主たる事務所の所在地 愛知県名古屋市長区忠治山二〇一

二、対象事業の名称 (仮称)ウインドパーク天竜風力発電事業
 種類 風力(陸上)
 規模 発電設備出力 最大六万二千三百キロワット

三、対象事業実施区域 静岡県浜松市天竜区佐久間町及び龍山町
 四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 静岡県浜松市天竜区佐久間町及び龍山町

五、縦覧の場所・期間 浜松市役所市政情報室、浜松市役所鶴江分庁舎
 四階環境部環境政策課、浜松市天竜区役所本館二階区振興課、
 佐久間協働センター、龍山協働センター、山香ふれあいセンター、
 浦川ふれあいセンター、佐久間図書館、龍山森林文化会館
 ※土・日・祝日を除く開庁時。ただし佐久間図書館は開館日
 電子縦覧 <http://www.techcorp.co.jp/#news>
 法定期間 令和四年十月二十八日(金)から
 令和四年十一月二十八日(月)まで

六、意見書の提出 環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておきます意見書箱にご投函くださるか、令和四年十一月十二日(月)までに左記の問い合わせ先へ郵送ください(当日消印有効)

七、住民説明会の開催日時及び場所
 令和四年十一月十日(木)十九時〇〇分から
 龍山森林文化会館(浜松市天竜区龍山町瀬尻九八二二)
 備考

八、備考
 令和四年七月二十一日付で届出した準備書について、一般意見の一部に漏れがございましたので取り下げし、再手続きを実施いたします。本縦覧はこの再手続きに伴い実施するものです。なお、取り下げた準備書に対してご提出いただいたご意見は再手続きを行う準備書手続きにおきましても、前述の期間で受領する意見と同様に取り扱います。

九、問い合わせ先
 株式会社シーテック 再生可能エネルギー事業本部
 陸上風力開発部 開発1G
 〒四五九八〇一四 愛知県名古屋市長区忠治山二〇一
 電話〇五二七二〇九三〇五

チラシ配布によるお知らせ

○1 回目

お 知 ら せ

「(仮称) ウインドパーク天竜風力発電事業 環境影響評価準備書」の縦覧について

1. 縦覧期間及び時間

令和4年7月22日(金)から令和4年8月22日(月)まで
(土日祝日を除く開庁時、佐久間図書館・龍山森林文化会館では開館時)
※準備書は、株式会社シーテックのホームページでも公表しています。
<http://www.ctechcorp.co.jp/#news>

2. 縦覧の受付

環境影響評価準備書をご覧になられた方は、恐れ入りますがご意見の有無にかかわらず、備え付けの縦覧受付簿にお住まいの市町・性別・年代をご記入ください。

3. 意見書の受付

「(仮称) ウインドパーク天竜風力発電事業 環境影響評価準備書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙のご意見欄に意見の理由を含めてご記入の上、備え付けの意見箱にご投函ください。いただいた意見につきましては、環境影響評価書の作成に活用させていただきます。

○受付期間 令和4年7月22日(金)から令和4年9月5日(月)まで
(郵送の場合は9月5日消印有効)

○記載事項

①住所・氏名(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

②準備書について、環境の保全の見地からの意見(日本語により意見の理由を含めて記載してください)

※意見書は下記宛先にて郵送でも受け付けております。

宛先：〒467-8520 愛知県名古屋市瑞穂区洲雲町4-45

株式会社シーテック 再生可能エネルギー事業本部

陸上風力開発部 開発1G 宛

※ 当準備書は、株式会社シーテックが計画している「(仮称) ウインドパーク天竜風力発電事業」についてのものであり、浜松市には縦覧場所の提供をお願いしているものです。

従いまして、準備書や事業の内容について、浜松市職員はお答えすることができません。お問い合わせは、下記4. までご連絡ください。

4. 問い合わせ先

株式会社シーテック 再生可能エネルギー事業本部 陸上風力開発部 開発1G

TEL 052-852-6991

(土日祝日を除く、午前9時から午後5時まで)

以 上

お 知 ら せ

「(仮称) ウインドパーク天竜風力発電事業 環境影響評価準備書」の縦覧について

1. 縦覧期間及び時間

令和4年10月28日(金)から令和4年11月28日(月)まで
(土日祝日を除く開庁時、佐久間図書館・龍山森林文化会館では開館時)
※準備書は、株式会社シーテックのホームページでも公表しています。
<http://www.ctechcorp.co.jp/#news>

2. 縦覧の受付

環境影響評価準備書をご覧になられた方は、恐れ入りますがご意見の有無にかかわらず、備え付けの縦覧受付簿にお住まいの市町・性別・年代をご記入ください。

3. 意見書の受付

「(仮称) ウインドパーク天竜風力発電事業 環境影響評価準備書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙のご意見欄に意見の理由を含めてご記入の上、備え付けの意見箱にご投函ください。いただいた意見につきましては、環境影響評価書の作成に活用させていただきます。

○受付期間 令和4年10月28日(金)から令和4年12月12日(月)まで
(郵送の場合は12月12日消印有効)

○記載事項

- ①住所・氏名(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ②準備書について、環境の保全の見地からの意見(日本語により意見の理由を含めて記載してください)

※意見書は下記宛先にて郵送でも受け付けております。

宛先：〒467-8520 愛知県名古屋市瑞穂区洲雲町4-45
株式会社シーテック 再生可能エネルギー事業本部
陸上風力開発部 開発1G 宛

※ 当準備書は、株式会社シーテックが計画している「(仮称) ウインドパーク天竜風力発電事業」についてのものであり、浜松市には縦覧場所の提供をお願いしているものです。

従いまして、準備書や事業の内容について、浜松市職員はお答えすることができません。お問い合わせは、下記4. までご連絡ください。

4. 問い合わせ先

株式会社シーテック 再生可能エネルギー事業本部 陸上風力開発部 開発1G
TEL 052-710-9305
(土日祝日を除く、午前9時から午後5時まで)

以 上

インターネットによるお知らせ

●浜松市のホームページ

○1 回目

ホーム > 手続き・暮らし > 環境 > 環境影響評価(環境アセスメント) > 環境影響評価の手続状況 > (仮称)ウインドパーク天竜風力発電事業

更新日：2022年7月22日

(仮称)ウインドパーク天竜風力発電事業

事業の概要

事業者

株式会社シーテック 代表取締役社長 社長執行役員 仰木 一郎

愛知県名古屋市長瀬区洲雲町4-45

事業の種類

電気事業法第38条に規定する事業用電気工作物(風力発電所)の設置

事業の規模

風力発電所の出力：最大61,200kW

事業実施想定区域

浜松市天竜区佐久間町及び龍山町

根拠法令

環境影響評価法

現在の手続状況

令和元年8月29日 計画段階環境配慮書送付

令和元年10月18日 計画段階環境配慮書に関する市長意見送付

令和2年6月15日 環境影響評価方法書送付

令和2年11月26日 環境影響評価方法書に関する市長意見送付

令和4年7月21日 環境影響評価準備書送付

準備書の縦覧

縦覧期間

令和4年7月22日(金曜日)から令和4年8月22日(月曜日)まで

※開庁日、開館日の開館時間に限る

縦覧場所

環境部環境政策課、市政情報室、天竜区役所区振興課、佐久間協働センター、龍山協働センター、浦川ふれあいセンター、山香ふれあいセンター、佐久間図書館、龍山森林文化会館

※準備書は、事業者ウェブサイトでも公開しています。

意見の提出

提出期間

令和4年7月22日（金曜日）から令和4年9月5日（月曜日）まで（郵送の場合は9月5日消印有効）

提出方法

意見書投函箱へ投函（縦覧場所に設置）または郵送

手続の経過

配慮書		
配慮書送付（経済産業大臣）	令和元年8月29日	
縦覧期間	令和元年8月30日 ～令和元年9月30日	
意見書提出期間	令和元年8月30日 ～令和元年9月30日	
市長意見送付	令和元年10月18日	市長意見 (PDF: 1.305KB)
経済産業大臣意見	令和元年11月18日	詳しくは経済産業省のホームページをご覧ください。（別ウィンドウが開きます）
方法書		
方法書送付	令和2年6月15日	
公告・縦覧	公告：令和2年6月16日 縦覧：令和2年6月16日～令和2年7月16日	
意見書提出期間	令和2年6月16日 ～令和2年7月30日	
意見の概要等の送付	令和2年8月31日	
市長意見送付	令和2年11月26日	市長意見 (PDF: 1.979KB)
経済産業大臣勅告	令和2年12月8日	詳しくは経済産業省のホームページをご覧ください。（別ウィンドウが開きます）
準備書		
準備書送付	令和4年7月21日	
公告・縦覧	公告：令和4年7月22日 縦覧：令和4年7月22日～令和4年8月22日	詳しくは事業者のホームページをご覧ください。（別ウィンドウが開きます）
意見書提出期間	令和4年7月22日 ～令和4年9月5日	

（仮称）ウインドパーク天竜風力発電事業

事業の概要

事業者

株式会社シーテック 代表取締役社長 仰木 一郎
愛知県名古屋市長区忠治山101

事業の種類

電気事業法第38条に規定する事業用電気工作物（風力発電所）の設置

事業の規模

風力発電所の出力：最大61,200kW

事業実施想定区域

浜松市天竜区佐久間町及び龍山町

根拠法令

環境影響評価法

現在の手続状況

令和元年8月29日 計画段階環境配慮書送付
令和元年10月18日 計画段階環境配慮書に関する市長意見送付
令和2年6月15日 環境影響評価方法書送付
令和2年11月26日 環境影響評価方法書に関する市長意見送付
令和4年10月27日 環境影響評価準備書送付

準備書の縦覧

縦覧期間

令和4年10月28日（金曜日）から令和4年11月28日（金曜日）まで
※縦覧場所の開庁日・開館日の開館時間に限る

縦覧場所

環境部環境政策課、市政情報室、天竜区役所区振興課、佐久間協働センター、龍山協働センター、
浦川ふれあいセンター、山香ふれあいセンター、佐久間図書館、龍山森林文化会館
※準備書は、事業者ウェブサイトでも公開しています。

意見の提出

提出期間

提出期間

令和4年10月28日（金曜日）から令和4年12月12日（月曜日）まで（郵送の場合は12月12日消印有効）

提出方法

意見書投函箱へ投函または事業者へ郵送

投函箱設置場所：環境部環境政策課、市政情報室、天竜区役所区振興課、佐久間協働センター、龍山協働センター、

浦川ふれあいセンター、山香ふれあいセンター、佐久間図書館、龍山森林文化会館

事業者宛先：〒459-8014 愛知県名古屋市緑区忠治山101

株式会社シーテック 再生可能エネルギー事業本部 陸上風力開発部 開発1G 宛

手続の経過

配慮書		
配慮書送付（経済産業大臣）	令和元年8月29日	
縦覧期間	令和元年8月30日 ～令和元年9月30日	
意見書提出期間	令和元年8月30日 ～令和元年9月30日	
市長意見送付	令和元年10月18日	市長意見（PDF：1.305KB）
経済産業大臣意見	令和元年11月18日	詳しくは経済産業省のホームページをご覧ください。（別ウィンドウが開きます）
方法書		
意見の提出		

提出期間

方法書		
方法書送付	令和2年6月15日	
公告・縦覧	公告：令和2年6月16日 縦覧：令和2年6月16日～令和2年7月16日	
意見書提出期間	令和2年6月16日 ～令和2年7月30日	
意見の概要等の送付	令和2年8月31日	
市長意見送付	令和2年11月26日	市長意見（PDF：1.979KB）
経済産業大臣勅告	令和2年12月8日	詳しくは経済産業省のホームページをご覧ください。（別ウィンドウが開きます）
準備書		
準備書送付	令和4年10月27日	
公告・縦覧	公告：令和4年10月28日 縦覧：令和4年10月28日～令和4年11月28日	詳しくは事業者のホームページをご覧ください。（別ウィンドウが開きます）
意見書提出期間	令和4年10月28日 ～令和4年12月12日	

● 当社のホームページ

○1 回目



ニュースリリース 2022/07/22

(仮称) ウインドパーク天竜風力発電事業に係る環境影響評価準備書の縦覧・閲覧について

当社は、環境影響評価法に基づき、「(仮称) ウインドパーク天竜風力発電事業環境影響評価準備書」を 2022年7月21日付で経済産業大臣へ届出し、本準備書の縦覧・閲覧を開始しましたのでお知らせいたします。

また、本準備書および要約書の詳細は、PDFファイルより閲覧ください。

[\(仮称\) ウインドパーク天竜 風力発電事業に係る環境影響評価準備書の縦覧・閲覧について](#)

<
[新型コロナウイルス感染者の発生について](#)
[最新情報一覧へ](#)
[河合水力発電所における巡視作業中の委託...](#)
>

○2 回目



ニュースリリース 2022/10/28

(仮称) ウインドパーク天竜風力発電事業に係る 環境影響評価準備書の再縦覧・閲覧について

当社は、環境影響評価法に基づき、「(仮称) ウインドパーク天竜風力発電事業環境影響評価準備書」を、2022年10月27日付で経済産業大臣へ再届出し、本準備書の縦覧・閲覧を開始しましたのでお知らせいたします。

また、本準備書および要約書の詳細は、PDFファイルより閲覧ください。

[\(仮称\) ウインドパーク天竜 風力発電事業に係る環境影響評価準備書の縦覧・閲覧について](#)

[最新情報一覧へ](#)
[「建設技術フェア2022 in 中部」ご来...](#)
>

インターネットによる「お知らせ」

○1 回目

**（仮称）ウインドパーク天竜風力発電事業に係る
環境影響評価準備書の縦覧・閲覧について**

2022年7月22日
株式会社シーテック

当社は、環境影響評価法に基づき、「（仮称）ウインドパーク天竜風力発電事業 環境影響評価準備書」（以下、「準備書」という。）を2022年7月21日付で経済産業大臣へ届出いたしました。

準備書とは、開発事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者が調査・予測・評価を行い、その結果を示したものです。

つきましては、2022年7月22日（金）から2022年8月22日（月）まで準備書を縦覧・閲覧するとともに、説明会を開催します。また、準備書について環境保全の見地から意見のある方は、どなたでも意見書を提出することができます。

1. 事業を実施しようとする区域

静岡県浜松市天竜区佐久間町及び龍山町地内

2. 準備書及び要約書の縦覧・閲覧

（1）期間

2022年7月22日（金）から2022年8月22日（月）まで
ただし、土曜日、日曜日、祝祭日を除く（佐久間図書館は開館日のみ）。

（2）時間

開庁時間内（佐久間図書館は開館時間内）

（3）場所

浜松市役所環境部環境政策課
浜松市役所市政情報室
天竜区役所区振興課
佐久間協働センター
龍山協働センター
山香ふれあいセンター
浦川ふれあいセンター
佐久間図書館
龍山森林文化会館

3. 準備書の説明会

日時：2022年8月3日（水）午後7時から午後8時30分まで
場所：龍山森林文化会館 ホール（静岡県浜松市天竜区龍山町瀬尻982-2）

4. 準備書及び要約書

(仮称) ウインドパーク天竜風力発電事業 環境影響評価準備書

④ 表紙・目次

- ④ 第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- ④ 第2章 対象事業の目的及び内容
- ④ 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況（自然的状況）
- ④ 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況（社会的状況）
- ④ 第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果
- ④ 第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解
- ④ 第6章 方法書についての意見と事業者の見解
- ④ 第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告
- ④ 第8章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- ④ 第9章 環境影響評価の項目並びに調査、予測および評価の手法についての経済産業大臣の助言
- ④ 第10章 環境影響評価の結果（窒素酸化物）
- ④ 第10章 環境影響評価の結果（粉じん等）
- ④ 第10章 環境影響評価の結果（騒音）
- ④ 第10章 環境影響評価の結果（低周波音（超低周波音を含む。））
- ④ 第10章 環境影響評価の結果（振動）
- ④ 第10章 環境影響評価の結果（水環境）
- ④ 第10章 環境影響評価の結果（重要な地形及び地質）
- ④ 第10章 環境影響評価の結果（風車の影）
- ④ 第10章 環境影響評価の結果（動物）
- ④ 第10章 環境影響評価の結果（植物）
- ④ 第10章 環境影響評価の結果（生態系）
- ④ 第10章 環境影響評価の結果（景観）
- ④ 第10章 環境影響評価の結果（人と自然との触れ合いの活動の場）
- ④ 第10章 環境影響評価の結果（廃棄物等）
- ④ 第10章 環境影響評価の結果（環境の保全のための措置）
- ④ 第10章 環境影響評価の結果（事後調査）
- ④ 第10章 環境影響評価の結果（環境影響の総合的な評価）
- ④ 第11章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- ④ 第12章 その他環境省令で定める事項
- ④ 資料表1 音声モニタリング調査における各月の日別確認事例回数、風況及び気温
- ④ 資料図1 音声モニタリング調査における各月の観測事例
- ④ 資料図2 コウモリ類の捕獲に係るかすみ網の購入履歴
- ④ 資料図3 コウモリ類の捕獲に係る許可証
- ④ 資料表2 鳥類のポイントセンサス調査結果
- ④ 資料表3 鳥類のラインセンサス調査結果
- ④ 資料表4 昆虫類調査の確認種一覧
- ④ 資料表5 植物相調査の確認種一覧
- ④ 資料表6 植生調査票
- ④ 資料表7 群落組成表
- ④ 資料図4 植生断面図

(仮称) ウィンドパーク天竜風力発電事業 環境影響評価準備書要約書

⑧ 要約書

※閲覧の利用環境は、最新のブラウザを推奨します。

推奨環境以外でのご利用や、推奨環境下でもお客様の web ブラウザの設定によっては、ご利用できない、もしくは正しく表示されない場合がございます。

5. 意見書の提出

準備書について環境保全の見地から意見を有する方は、意見書を提出することができます。

(1) 意見書の提出に必要な事項

- ① 意見書を提出しようとする方の氏名及び住所
法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- ② 意見書の提出の対象である準備書の名称[意見書様式を使用する場合は記載済み]
(仮称) ウィンドパーク天竜風力発電事業 環境影響評価準備書
- ③ 準備書についての環境保全の見地からの意見
意見は日本語により、意見の理由及び根拠を含めて記載願います。

(2) 提出期限

2022年9月5日(月)

(3) 提出方法

- ① 意見書箱に投函する方法
意見書を縦覧箇所へ備え付けの意見書箱に投函願います。
- ② 郵送する方法
意見書を下記提出先まで郵送願います。ただし、2022年9月5日(月)の消印まで有効とさせていただきます。

(4) 郵送する場合の提出先

〒467-8520 愛知県名古屋瑞穂区洲雲町4丁目45番地
株式会社シーテック 再生可能エネルギー事業本部 陸上風力開発部 開発1G

(5) 意見書様式

[↓ 意見書 \(PDF\)](#)、[↓ 意見書 \(Word\)](#) ダウンロードしてお使いください。

(注) 意見書に記載される個人情報は、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

6. お問い合わせ先

株式会社シーテック 再生可能エネルギー事業本部 陸上風力開発部 開発1G
電話番号 052-852-6991

(土曜日、日曜日、祝祭日は除く、午前9時から午後5時まで)

以 上

**(仮称) ウインドパーク天竜風力発電事業に係る
環境影響評価準備書の縦覧・閲覧について**

2022 年 10 月 28 日
株式会社シーテック

はじめに

(仮称)ウインドパーク天竜風力発電事業は令和元年 8 月の計画段階環境配慮書の送付に始まり、令和 4 年 7 月に環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の届出を実施してまいりました。しかしながら、準備書に係る住民説明会において意見の不記載のご指摘があり、メールを再度確認した結果、迷惑メールに振り分けられたことにより、意見の漏れがあったことが判明いたしました。このため当社といたしましては、準備書を一旦取り下げ、再度、準備書の手続きをやり直すことといたしました。なお先般、縦覧および地元説明会を開催させていただき、お寄せいただきましたご意見につきましては、再手続きに反映いたしますので再度の同様ご意見の提出は不要です。

今般、事業者の意見募集の不備に伴い、皆様方には大変なご迷惑をお掛けいたしますこと、心よりお詫び申し上げます。

当社は、環境影響評価法に基づき、「(仮称) ウインドパーク天竜風力発電事業 環境影響評価準備書」(以下、「準備書」という。)を 2022 年 10 月 27 日付で経済産業大臣へ届出いたしました。

準備書とは、開発事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者が調査・予測・評価を行い、その結果を示したものです。

つきましては、2022 年 10 月 28 日（金）から 2022 年 11 月 28 日（月）まで準備書を縦覧・閲覧するとともに、説明会を開催します。また、準備書について環境保全の見地から意見のある方は、どなたでも意見書を提出することができます。

1. 事業を実施しようとする区域

静岡県浜松市天竜区佐久間町及び龍山町地内

2. 準備書及び要約書の縦覧・閲覧

(1) 期間

2022 年 10 月 28 日（金）から 2022 年 11 月 28 日（月）まで

ただし、土曜日、日曜日、祝祭日を除く（佐久間図書館は開館日のみ）。

(2) 時間

開庁時間内（佐久間図書館は開館時間内）

(3) 場所

浜松市役所環境部環境政策課

浜松市役所市政情報室

天竜区役所区振興課

佐久間協働センター
龍山協働センター
山香ふれあいセンター
浦川ふれあいセンター
佐久間図書館
龍山森林文化会館

3. 準備書の説明会

日時：2022年11月10日（木）午後7時から午後8時30分まで

場所：龍山森林文化会館 ホール（静岡県浜松市天竜区龍山町瀬尻982-2）

4. 準備書及び要約書

（仮称）ウインドパーク天竜風力発電事業 環境影響評価準備書

⑤ 表紙・目次

⑤ はじめに

⑤ 第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

⑤ 第2章 対象事業の目的及び内容

⑤ 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況（自然的状況）

⑤ 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況（社会的状況）

⑤ 第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果

⑤ 第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

⑤ 第6章 方法書についての意見と事業者の見解

⑤ 第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告

⑤ 第8章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

⑤ 第9章 環境影響評価の項目並びに調査、予測および評価の手法についての経済産業大臣の助言

⑤ 第10章 環境影響評価の結果（窒素酸化物）

⑤ 第10章 環境影響評価の結果（粉じん等）

⑤ 第10章 環境影響評価の結果（騒音）

⑤ 第10章 環境影響評価の結果（低周波音（超低周波音を含む。））

⑤ 第10章 環境影響評価の結果（振動）

⑤ 第10章 環境影響評価の結果（水環境）

⑤ 第10章 環境影響評価の結果（重要な地形及び地質）

⑤ 第10章 環境影響評価の結果（風車の影）

⑤ 第10章 環境影響評価の結果（動物）

⑤ 第10章 環境影響評価の結果（植物）

⑤ 第10章 環境影響評価の結果（生態系）

⑤ 第10章 環境影響評価の結果（景観）

⑤ 第10章 環境影響評価の結果（人と自然との触れ合いの活動の場）

- ⑤ 第 10 章 環境影響評価の結果（廃棄物等）
- ⑤ 第 10 章 環境影響評価の結果（環境の保全のための措置）
- ⑤ 第 10 章 環境影響評価の結果（事後調査）
- ⑤ 第 10 章 環境影響評価の結果（環境影響の総合的な評価）
- ⑤ 第 11 章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- ⑤ 第 12 章 その他環境省令で定める事項
- ⑤ 資料編

（仮称）ウインドパーク天竜風力発電事業 環境影響評価準備書要約書

⑤ 要約書

※閲覧の利用環境は、最新のブラウザを推奨します。

推奨環境以外でのご利用や、推奨環境下でもお客さまの web ブラウザの設定によっては、ご利用できない、もしくは正しく表示されない場合がございます。

5. 意見書の提出

準備書について環境保全の見地から意見を有する方は、意見書を提出することができます。

（1）意見書の提出に必要な事項

- ① 意見書を提出しようとする方の氏名及び住所
法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- ② 意見書の提出の対象である準備書の名称[意見書様式を使用する場合は記載済み]
（仮称）ウインドパーク天竜風力発電事業 環境影響評価準備書
- ③ 準備書についての環境保全の見地からの意見
意見は日本語により、意見の理由及び根拠を含めて記載願います。

（2）提出期限

2022 年 12 月 12 日（月）

（3）提出方法

- ① 意見書箱に投函する方法
意見書を縦覧箇所へ備え付けの意見書箱に投函願います。
- ② 郵送する方法
意見書を下記提出先まで郵送願います。ただし、2022 年 12 月 12 日（月）の消印まで有効とさせていただきます。

（4）郵送する場合の提出先

〒459-8014 愛知県名古屋市緑区忠治山 101
株式会社シーテック 再生可能エネルギー事業本部 陸上風力開発部 開発 1 G

（5）意見書様式

↓ [意見書 \(PDF\)](#)、↓ [意見書 \(Word\)](#) ダウンロードしてお使いください。

（注）意見書に記載される個人情報、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

6. お問い合わせ先

株式会社シーテック 再生可能エネルギー事業本部 陸上風力開発部 開発 1 G
電話番号 052-710-9305
(土曜日、日曜日、祝祭日は除く、午前 9 時から午後 5 時まで)

以 上

